

# 幼保連携型認定こども園の教育・保育・障がい児保育を考える

## — 幼保連携型認定こども園教育・保育要領から —

鈴木ゆみこ

### 要旨

平成 27 年 4 月「子ども・子育て支援新制度」が本格施行となり、幼保連携型認定こども園が増加している。そこで行われる教育・保育と障がい児保育の要点はどのようなものか。幼保連携型認定こども園教育・保育要領を読み解き、その特徴を明らかにした。教育は「満 3 歳以上の子どもに対する」「公の性質を有する学校で行われる教育」であり、保育は「養護及び教育(児童福祉法第 39 条の 2 第 1 項に規定する満 3 歳以上の幼児に対する教育を除く)」と規定されている。一日の中で時間帯や年齢によって「教育」が使い分けられていることが分かる。この 2 つの教育の違いを園全体で理解し、より具体的に展開していかなければいけない。また障がい児保育とは学校教育法に基づく障がい児教育と児童福祉法に基づく障がい児福祉の総称である。幼保連携型認定こども園の障がい児保育の内容は幼稚園教育要領の障がい児教育に関する項に保育所保育指針の障がい児保育に触れた一部を挿入したものになっている。今まで保育所保育指針に書かれていた「保育の柔軟性」・「職員の連携体制」や「保護者との相互理解」など大切と思われる部分が省かれている。学校と児童福祉施設が一体化した、この施設は学校教育法と児童福祉法が、ない交ぜになりながら教育・保育と障がい児保育を行っていくことになる。複雑さゆえに現場の創意工夫は重要になってくると思われる。また現場の具体的な課題も明確にして、その改善方法を考えていくことが、たくさんの要素を盛り込まれた施設の教育・保育や障がい児保育の質の向上につながると思われる。

キーワード：「学校教育」と「養護と教育」、統合保育、教育・保育・障がい児保育の質の向上

### I. はじめに

平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行となった。この制度の目的は、すべての子ども・子育て家庭を対象に幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質と量を充実させることとされている。具体的には次の 3 つの法律が関連している。

- ・子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)
- ・就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という)の一部を改訂する法律(平成 24 年法律第 66 号)
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部を改訂する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)

その規定内容には

①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)の創設②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけなど)③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実④市町村が実施主体(市町村は地域の保育・教育・子育て支援ニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施する)⑤社会全体による費用負担(消費税)⑥制度ごとにバラバラな推進体制を整備し政府の推進体制として内閣府に子ども・子育て本部を設置⑦制度に関係者当事者の意見を反映させる「子ども・子育て会議」の設置といった特徴がある。

一体的な給付の仕組みや市町村事業計画の作成のあり方については子ども・子育て支援法で規定。学校と児童福祉施設が一体化した幼保連携型認定こども園の内容については改訂認定こども園法で規定している<sup>1)</sup>。

今回取り上げたのは②の幼保連携型認定こども園である。さらにそこで行われる教育・保育と障がい児保育である。認定こども園とは、幼稚園と保育所が一体となった施設である。幼稚園と保育所がそれぞれに長い歴史の

中で作り上げて来た文化が縦割り行政の壁を破り一緒になったことになる。このことは、かなり以前から保育者の世界では多くの話題を呼んでいた。しかし著者が、はっきりと意識したのは平成18年10月の「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の施行に伴い札幌市において「認定こども園」制度は、民間事業者による展開が想定され、札幌市としてモデルを示す必要があると判断した時からだった。(その頃、著者は札幌市の公立の保育園長を務めており、他人事ではなくなっていたのである)それから数年の間に事務方と現場の幼稚園教諭・保育士で構成されたプロジェクトチームやワーキングチームによる検討を経て、平成21年4月に札幌市で初の市立の幼稚園と公立の保育所による「幼保連携型認定こども園」が誕生したのである。これは、札幌市でも初めてだったが、全国の政令指定都市でも公的施設同士の連携型は初めての試みだった。開園後しばらくは、全国各地からの視察団が多く来園されて、質問攻めにあっていたとか……。実はかく言う著者も、平成25年には、その園の園長になり「子ども・子育て支援新制度」スタートに向けて準備段階に入ることとなった。今回はそのような経験や新制度スタート後の園の様子、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の解説も含めて幼保連携型認定こども園の教育・保育と障がい児保育に言及したい。

## II. 保育所・幼稚園・認定こども園の違い

表1は保育所・幼稚園・認定こども園の違いを書き出したものである<sup>2</sup>。

そもそも保育所と幼稚園の違いは所管省庁の違い(保育所は厚生労働省・幼稚園は文部科学省)根拠となる法令の違い(保育所は児童福祉法・幼稚園は学校教育法)をはじめ、たくさんの違いがある。歴史を辿ってみると保育所はずいぶん昔から農繁期の季節託児所や工場などの女性労働者のための託児所なるものがあつたようだ。日本人によって作られ記録に残っている最初のもは1890(明治23)年に開所した新潟市の静修女学院附設託児所だという。またキンダーガーデンの訳語である幼稚園としての最初は1876(明治9)年開園の東京女子師範学校附属幼稚園、現在のお茶の水女子大学附属幼稚園だったという。1947(昭和22)年児童福祉法の公布のもと託児所が保育所となり幼稚園が教育基本法と学校教育法の公布のもと学校教育法のなかに位置づけられる。幼稚園は文部省(当時)により幼児教育の手引きとして1948(昭和23)年に「保育要領」を刊行し、さらにこれを見直し1956(昭和31)年に「幼稚園教育要領」と改訂した。保育内容は6領域(健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画制作)を規定していた。保育所保育指針は厚生省(当時)により1965(昭和40)年に刊行された。また1951(昭和26)年児童福祉法第39条の中の入所条件に「保育に欠ける」という字句が入り、これにより保育所は幼稚園とは異なる独自の価値が付与され異なる道を歩み出し現在に至っている<sup>3,4</sup>。

では認定こども園はどうだろう、表1のとおり設置目的に「3歳以上の幼児に対する学校教育と、保育を必要とする乳幼児への保育を一体的に行い、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とした施設」と書かれている。また他の項目を見ても保育所と幼稚園が合体したという印象を受ける施設である。表2は幼稚園・保育所・認定こども園に関するデータである。図表4では平成11年頃を境に保育所児童数が幼稚園児数を超え、その差は現在もどんどん広がっているのが分かる。また図表3では平成27年度現在で幼稚園と保育所の機能を兼ね備えている認定こども園が、すでに2,800園以上になっているのが分かる。現在の社会状況を鑑みると、これらの傾向は今後も続くと思われ各市町村の保育所の待機児童問題や保育士不足問題はまだまだ続き認定こども園の数も増加することが予想される<sup>5</sup>。

表1

## ④保育所・幼稚園・認定こども園の違い

	保育所	幼稚園		幼保連携型認定こども園
		私学助成園(従来通り)	新制度移行園	
所管省庁	厚生労働省	文部科学省		内閣府・文部科学省・厚生労働省
根拠法令	児童福祉法	学校教育法		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 児童福祉法
目的	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とした施設(利用定員20人以上)。	幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること。		3歳以上の幼児に対する学校教育と、保育を必要とする乳幼児への保育を一体的に行い、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設。
機能・役割	保育所は、保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育する児童福祉施設。ただし、3～5歳児に対しては幼稚園教育に準じる教育が行われている。	幼稚園は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校。		幼稚園と保育所の機能と地域子育て支援機能を一体的に行う施設。学校であり児童福祉施設でもある。
入園・入所の手続き	保育を必要とする乳幼児をもつ保護者が保育所を選択し、市町村に申し込む。	就園を希望する保護者と幼稚園設置者との契約による。		保護者と施設との直接契約が基本だが、当分の間は保育を必要とする乳幼児をもつ保護者は市町村に申し込み、学校教育のみの保護者は園に申し込む。
教育・保育内容	保育所保育指針(平成20年3月告示)	幼稚園教育要領(平成20年3月告示)		幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月告示)
1日の教育・保育時間	8時間を原則とし、保育所長が定める。	4時間を標準として各園で定める。		保育を必要とする子どもに対する保育時間は8時間を原則。
地域に対する子育て支援	任意	任意		必須：親子の集いの場の提供などを週3日以上開設。
開設日数	約300日。 長期休業日はない。 11時間期所。	39週以上。 夏休み、春休み等の長期休業日がある。		約300日。 長期休業日はない。 11時間開所、土曜日開園が原則だが弾力運用も可能。
保護者の負担	市町村ごとに家庭の所得等を勘案して設定された保育料を納める。	設置者の定める入園料、保育料等を納める(家庭の所得等に応じてその一部を減免する就園奨励事業が行われている。)	市町村ごとに家庭の所得を勘案して設定された教育標準時間の保育料を取める。	市町村ごとに家庭の所得を勘案して設定された保育料(教育標準時間・保育標準時間・保育短時間・3歳未満・3歳以上別)を取める。
運営費	民間施設の場合、施設型給付を委託費として支払う。 公立保育所については全額市町村の一般財源。	設置者が負担する。(ただし、私立幼稚園に対しては、経常費助成が行われている。)	施設型給付	施設型給付
教諭・保育士の資格	保育士資格証明書	幼稚園教諭普通免許状 専修(大学院(修士)修了) 1種(大学卒) 2種(短大卒など)		保育教諭(幼稚園教諭免許状と保育資格を併有することを原則。平成31年度末までの経過措置あり。併有促進のための特例措置あり)
設置主体	制限なし	国、地方公共団体、学校法人		国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人
職員配置基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 乳児：3人に保育士1人 1～2歳児：6人に保育士1人 3歳児：20人に保育士1人 4歳以上児：30人に保育士1人	幼稚園設置基準 1学級の幼児数は原則35人以下 1学級に教諭1人		幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 乳児：3人に保育教諭1人 1～2歳児：6人に保育教諭1人 3歳児：20人に保育教諭1人 4歳以上児：30人に保育教諭1人
施設基準	園舎に関する規定ない	園舎は 1学級は、180㎡ 2学級以上は、「320+100×(学級数-2)」㎡以上		満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準
	保育室は 2歳以上児は保育室1.98㎡/人 0・1歳児は乳児室1.65㎡/人、 ほふく室3.3㎡/人以上	保育室の数は学級数を下回ってはならない。		乳児室・ほふく室、保育室又は遊戯室面積は保育所と同じ。満3歳以上の保育室は学級数を下回ってはならない。
	屋外遊戯場は 2歳以上児3.3㎡/人以上  一定の条件下で付近の適当な場所による代替も認める。	運動場は 2学級までは330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上400+80×(学級数-3)㎡以上  同一敷地内か隣接を原則とする。		園庭は同一敷地内又は隣接地に必置。 ①満2歳は保育所基準。 ②満3歳以上の子どもは、幼稚園基準と保育所基準の大きい方。
	調理室は必置。 調理業務の外部委託は可。 特区において公立施設3歳未満児の給食外部搬入は可。	任意		調理室は必置。 自園調理が原則。 保育を必要とする子どもに対する食事の提供義務がある。

■出所：筆者作成。

表2

## ④幼稚園・保育所・認定こども園に関するデータ

図表1 幼稚園等数・在園児数

		計	国立	公立	私立	
幼稚園数		11,676	49	4,321	7,306	
幼保連携型認定こども園		1,943		374	1,569	
		計	0～2歳	3歳	4歳	5歳
幼稚園園児数		1,401,966人	0人	398,017人	488,101人	515,848人
幼保連携型認定こども園園児数		281,090人	67,035人	69,813人	72,455人	71,878人

■出所：文部科学省「学校基本調査速報（平成27年5月1日現在）」より作成。

図表2 保育所等数・在所児数

	計	うち幼保連携型 認定こども園
施設数	25,464	1,931
定員（人）	2,474,554	186,676
在所児数（人）	2,330,658	171,301

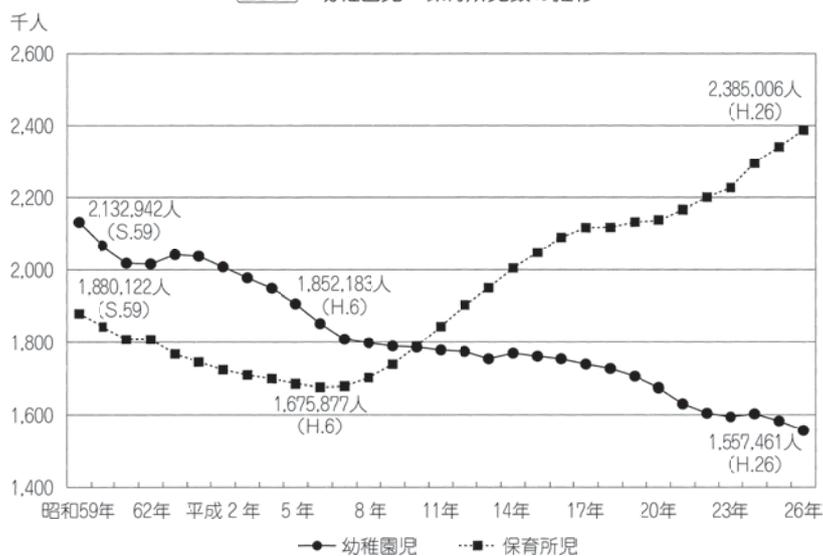
■出所：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成27年4月1日）」より作成。

図表3 認定こども園数

	公私の内訳		類型別の内訳			
	公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
2836園	554園	2282園	1931園	524園	328園	53園

■出所：内閣府子ども・子育て本部調査（平成27年4月1日現在）より作成。

図表4 幼稚園児・保育所児数の推移



■資料：幼稚園児は学校基本調査（各年5月1日）。保育所児は平成20年までは社会福祉施設等調査（各年10月1日）、平成21年以降は福祉行政報告。

■出所：筆者作成。

### III. 幼保連携型認定こども園の教育と保育

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」と認定こども園法の中では教育は「満3歳以上の子どもに対する」「公の性質を有する学校で行われる教育」

- ・認定こども園法第2条第7項
- ・認定こども園法第2条第8項
- ・教育基本法第6条第1項

保育は「養護及び教育(児童福祉法第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く)」

- ・児童福祉法第39条の2第1項
- ・認定こども園法第2条第9項
- ・児童福祉法第6条の3第7項

と規定されている。

これは幼保連携型認定こども園の「教育」は学校教育法、「保育」は児童福祉法で示していることになる。言い換えれば「教育」は幼稚園から「保育」は保育所から持って来て一緒にしたという印象である。

しかし、保育所現場では「保育所保育指針」の中で「保育」は「養護と教育の一体的な実施」であると認識し行われて来た。確かに保育所の入所条件に「保育に欠ける」という字句がはいったことにより保育所の保育は家庭において行われる保護養育の内容であり、幼稚園で行っている教育をする保育ではないという保育観を持たせてしまったのは事実と思われる。しかし過去の動きを見ると、かなりの部分で幼稚園と保育所は歩み寄っている。表3は「幼稚園・保育所・認定こども園にかかわる25年間程度の動き」である<sup>6</sup>。これを見ると平成2年・12年・20年・27年(審議スタート)と幼稚園教育要領と保育所保育指針は改訂するたびに内容を近づけてきた。特に教育に関わる5領域(健康・人間関係・環境・言葉・表現)のねらい及び内容はほとんど同じである。違う部分は3歳未満児のねらい及び内容が入っているかないかである。ほとんど教育の部分は同じと言っても過言ではない。しかしながら、その「教育」は「学校教育」ではない。幼保連携型認定こども園では、3歳以上児の「教育」は幼稚園でやってきた「学校教育」を行い3歳未満児と3歳以上児の学校教育前後の時間帯は今まで通り「養護と教育」を行う。と言われても、なんともすっきりしない。

では「学校教育」とは何か。教育基本法第6条の2項で学校教育は「体系的・組織的な教育がなされなければならない…」と規定されている。「体系的・組織的な教育」とは解釈の仕方によっては、今までも保育所での教育でなされていたと思われる。そもそも「教育」と「保育」という言葉の解釈はいろいろある。一般的な概念としては「保育」は「養護 care」と「教育 education」を一体的に捉えている。また「教育」という言葉は「教える」というイメージが強いが education は「引き出す」というニュアンスを含んでいて、「子どもの良さを引き出すのが教育だ」と考えられてもいる<sup>7</sup>。ここに来て、今まで幼稚園も保育所も「教育」とは「保育」とは「養護」とはと、それぞれが使っている言葉の意味を深く理解し合っていなかったという反省に行き着いたのではないだろうか。いづれにしても幼児期における「学校教育」とは具体的にどのようなものなのか、一日の中で行われる3歳以上児の「学校教育」とそれ以外の時間帯や3歳未満児に行われる「養護と教育」という2つの教育のあり方を話し合うことが重要になって来る。幼保連携型認定こども園教育・保育要領は策定されたが、教育・保育をどのように行うかは、依然として保育者の創意工夫にかかっているようだ。

表3

## ①幼稚園・保育所・認定こども園にかかわる25年程度の動き

年	月	できごと
1989 (平成元) 年	3月	約25年ぶりに幼稚園教育要領が改訂され告示となる
1990 (平成2) 年	3月	改訂幼稚園教育要領も踏まえて保育所保育指針が改訂される (厚生省児童家庭局長通知)
	4月	改訂された幼稚園教育要領の施行
	6月	1.57チャイルドショック (平成元年の合計特殊出生率が過去最低となったことがわかる)
1991 (平成3) 年	3月	第3次幼児教育振興計画策定 (入園を希望するすべての3～5歳児の就園が目標)
1992 (平成4) 年	4月	幼稚園において新任採用教員への研修制度導入 (義務教育は昭和63年度から)
	9月	学校週5日制 (月1回) の導入
1993 (平成5) 年	7月	厚生省児童家庭局長の私的研究会「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会」が、すべての子どもや家庭を視野に入れた対応を求める報告をまとめる
1994 (平成6) 年	4月	「児童の権利に関する条約」を批准 エンゼルプランプレリウド (厚生省の平成6年度施策: 駅型保育モデル事業、児童環境財団 (現こども未来財団) などを予算化) 細川政権下で私立学校への予算が前年度比25%減となる
	7月	こども未来財団が設立される (児童手当制度に基づく事業主拠出金 (300億円) が財源)
	12月	エンゼルプラン (「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」, 文部・厚生・労働・建設大臣合意) (平成7～11年度) を策定。子どもをもちたい人が、安心して子どもを生み育てることができるような環境の整備を目的とする 緊急保育対策等5か年事業 (「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」, 大蔵・厚生・自治3大臣合意, エンゼルプランのうち保育関係の具体的な計画) 株式会社も参入できる駅型保育モデル事業がスタート
1995 (平成7) 年	2月	幼稚園の設置基準を改正 (40人学級を35人学級へ, 原則平屋を2階建て以下に緩和, 園具・教具規定を大綱化)
	4月	学校週5日制 (月2回) の実施
	6月	地方版エンゼルプランの指針を通知 (各自治体にエンゼルプランの作成を促す) 厚生省の社会保障制度審議会が措置制度の見直し, 利用者との契約制などを提言
1996 (平成8) 年	3月	中央児童福祉審議会・基本問題部会で保育所に関する抜本改革の議論スタート
	8月	「保育内容等の自己評価のためのチェックリスト: 保母篇」まとまる
	12月	地方分権推進委員会の第1次勧告 (幼稚園・保育所の施設の共用化等) 中央児童福祉審議会・基本問題部会が口問まとめ「少子社会にふさわしい保育システムについて」等 (これを踏まえて児童福祉法を改正)
1997 (平成9) 年		私立幼稚園の預かり保育事業に対する国の補助制度スタート
	5月	高齢者人口 (65歳以上) が子ども人口 (15歳未満) を上回る
	6月	約50年ぶりに児童福祉法を抜本改正, 施行は翌年4月1日 (乳児保育の一般化, 保育所が措置から選択利用の仕組みに見直しとなる)
1998 (平成10) 年	2月	保育所分園の設置や短時間勤務保育士の導入, 調理業務の委託などが可能に
	3月	文部省・厚生省が「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」を策定
	4月	改正児童福祉法の施行
		子育て支援基金 (平成10年度補正予算900億円) が創設される (平成12年度に400億円積み増し)
	12月	政府の行政改革推進本部・規制緩和委員会が第1次見解をとりまとめる (保育所への民間参入や直接補助方式導入の可否の検討を求める) 幼稚園運営の弾力化 (預かり保育や子育て支援などが実施できるよう) を盛り込んだ幼稚園教育要領の改訂・告示
1999 (平成11) 年	4月	保母から保育士に名称変更
	9月	文部省が幼稚園に満3歳児の受け入れ認める (平成12年度予算概算要求で私立幼稚園の経常費助成費補助と就園奨励費を盛り込む)
	11月	少子化対策推進関係閣僚会議が少子化対策推進基本方針 (仕事と子育ての両立の負担感や子育ての負担感を緩和・除去し, 安心して子育てができるようなさまざまな環境整備を進めることを目標とする) を決定 急増する児童虐待を防止するため議員立法で成立した「児童虐待の防止等に関する法律」施行
	12月	政府の規制改革委員会が保育所の民間参入, 施設の自己所有規制の緩和などを提言 新エンゼルプラン (「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」) の策定 (平成12～16年度) 大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意, 少子化対策推進基本方針に基づいた具体的計画
2000 (平成12) 年	3月	保育所保育指針の改訂 (保育所に子育て支援機能の役割などを明記) 保育所の設置主体制限の撤廃 (社会福祉法人以外でも保育所が設置できる) など規制緩和
	4月	改訂幼稚園教育要領の施行
	12月	首相直轄の教育改革国民会議で義務教育年齢引き下げが論議に
2001 (平成13) 年	1月	中央省庁の再編で文部科学省, 厚生労働省などが誕生
	2月	「i-子育てネット」の運用開始
	3月	文部科学省が幼児教育振興プログラム (平成13～17年度) を大臣決定 (入園を希望する満3歳～5歳の就園を目標とする。そのほか, 保育所や小学校との連携などにも言及) 文部省が道徳性の芽生えをはぐくむ事例集作成

	4月	東京都が独自の認証保育所制度をスタート
	7月	待機児童ゼロ作戦を閣議決定（保育ママや幼稚園預かり保育などを活用し平成14～16年度で15万人の受入枠増を目指す）
	11月	保育士を児童福祉法上に位置づける児童福祉法の改正（施行は平成15年11月29日）
2002（平成14）年	3月	幼稚園設置基準を改正し、学校評価の規定を盛り込む 国土交通省が公園遊具の安全管理で指針を策定する
	4月	東京都・千代田区で新しいタイプの幼保一元化施設「いずみこども園」スタート 児童福祉施設第三者評価事業がスタート つどいの広場（在宅で子育てしている親と子が集まる場の運営）事業の補助事業化
	7月	政府の地方分権改革推進会議の中間報告で幼保一元化の検討を提言
	9月	出生率低下を踏まえ、厚生労働省が少子化対策プランを策定（平成11年の少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の踏み込んだ少子化対策を打ち出す）
	10月	認可外保育施設に対する指導監督制度がスタート
2003（平成15）年	2月	総合規制改革会議が幼保一元化を盛り込んだ「規制改革推進のためのアクションプラン」を公表
	3月	少子化対策推進関係閣僚会議が「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を決定（少子化対策プラスワンに加えて、政府全体としての取り組み方針を決定）
	4月	構造改革特別区域制度で幼稚園への2歳児受入、幼稚園児・保育所児の合同保育などが可能となる
	6月	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」で幼保一体化施設の検討が盛り込まれる
	7月	次世代育成支援対策推進法（自治体や企業に子育て支援のための計画策定を義務付けるもの）の公布（平成17年4月1日より施行）
		少子化社会対策基本法の公布
	11月	保育士登録制度スタート
2004（平成16）年	4月	幼稚園教員免許保有者に対して保育士試験の一部科目を免除 三位一体改革（国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の一体的な見直しのこと）の影響で公立保育所の運営費を一般財源化
	6月	少子化社会対策基本法を踏まえ、国の基本施策として少子化対策大綱を閣議決定
	12月	子ども・子育て応援プラン（少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画、平成17～21年度） 就学前の教育・保育を一体的に捉えた一貫した総合施設についての審議のまとめ
2005（平成17）年	1月	中央教育審議会が答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」
	4月	待機児童50人以上の自治体に保育計画の策定を義務付け 就学前の教育・保育を一体的に捉えた一貫した総合施設のモデル事業の実施
	5月	幼稚園設置基準の改正（幼稚園専任教諭が保育所児等も保育できることとなり、幼保合同保育が可能となる）
	9月	幼稚園教員資格認定試験を初めて実施（保育士資格保有者が対象）
	10月	中央教育審議会・幼稚園教育専門部会初会議（幼稚園教育要領の改訂に向けた検討始まる）
2006（平成18）年	6月	与党との協議も踏まえて政府の少子化対策会議が「新しい少子化対策について」を決定 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）の公布
	7月	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」で幼児教育無償の検討が盛り込まれる
	10月	認定こども園制度スタート
	12月	文部科学省が幼児教育振興アクションプログラムを策定（平成18～22年度） 約60年ぶりの抜本改正となる改正教育基本法の公布 保育所保育指針の告示化に向け保育所保育指針改定検討会がスタート
2007（平成19）年	1月	社会保障審議会・人口構造の変化に関する特別部会が「希望を反映した仮定人口試算の結果」を公表
	2月	政府が「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」を設置
	6月	改正学校教育法の公布（幼稚園の規定順が最初となり、教育目標などを時代に合わせて見直す）
	8月	認定こども園の認定件数は105件、20年度以降までの申請見込みも合わせると2000件以上に
	12月	政府の少子化社会対策会議が「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を決定 重点戦略を踏まえた検討のため、社会保障審議会に少子化対策特別部会を設置
2008（平成20）年	2月	新待機児童ゼロ作戦（今後3年間を集中重点期間として、10年後に保育所受入枠100万人増）を閣議決定
	3月	文部科学省が幼稚園における学校評価ガイドラインを策定
	3月	保育所保育指針が改定され告示される。同日、幼稚園教育要領も改訂・告示される 保育所の資向上に関するアクションプログラムを公表
	5月	文部科学省が幼児教育の無償化を検討する「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」を設置 政府の地方分権改革推進委員会が第1次勧告（保育所最低基準の見直しを重点課題に挙げる）
	7月	今後10年間の教育に関する重点施策を盛り込んだ教育振興基本計画を閣議決定
	8月	国土交通省が公園遊具の安全管理指針を改訂
	11月	改正児童福祉法等が成立（家庭的保育等子育て支援事業の法定化など）
	12月	社会保障と税制の一体改革を進める道筋を示す「中期プログラム」を閣議決定（少子化対策等の社会保障制度の維持に消費税増額分を充てることなど盛り込む）
2009（平成21）年	2月	社会保障審議会・少子化対策特別部会が第1次報告（～次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて～）をまとめる
	3月	厚生労働省が保育所の自己評価ガイドラインを公表 幼稚園における子育て支援活動の事例集まとめる 「保育所や幼稚園等と小学校における連携事例集」まとめる
	4月	10年毎に新たな教育課題に関する講習受講を義務付けた教員免許更新制度がスタート
	5月	文部科学省「今後の幼児教育の振興方策に関する研究会」が幼児教育の意義や無償化を提言した中間報告まとめる

2009 (平成21) 年	8月 11月	「保育所における感染症対策ガイドライン」公表 厚生労働省が子どもがいる世帯の相対的貧困率 (12.2%) を初めて公表 (2007年の国民基礎調査)
2010 (平成22) 年	1月 1月 1月 3月 8月 10月 11月	厚生労働省が保育施設での重大事故に関して報告するよう通知 チルドレン・ファーストを掲げた「子ども・子育てビジョン」策定 民主党政権となり、新たな子育て支援制度について検討するための「子ども・子育て新システム検討会議」がスタート。 改定保育所保育指針に対応するとともに、今後の保育士養成の課題について盛り込んだ「保育士養成課程等の改正について (中間まとめ)」を公表 幼稚園現場と研究者をつなぐ場として、(公財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が第1回幼児教育実践学会を開催 潜在ニーズも含めて先取りして供給を増やすという「待機児童解消先取りプロジェクト」を内閣府が打ち出す 文部科学省が、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの指針となる「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について (報告)」を公表
2011 (平成23) 年	3月 3月 7月 10月	東日本大震災の発生。幼稚園・保育所等も被害を受ける 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」公表 全体像や給付の設計・幼保一体化の在り方などをまとめた「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」公表 保育所等児童福祉施設の設備・運営基準を地方自治体の条例に委任するという地方分権一括法の制定を受け、「児童福祉施設最低基準」が改正される (2012年4月から「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」へ)
2012 (平成24) 年	3月 3月 3月 8月	子ども・子育てに関する制度や財源、給付の仕組みを一本化すると謳う「子ども・子育て新システムの基本制度について」を少子化社会対策会議で決定、関係法令を国会に提出 幼児期からの運動習慣の定着を目指して、文部科学省が「幼児期運動指針」を通知 厚生労働省が「保育所における食事の提供に関するガイドライン」をまとめる 「子ども・子育て関連3法」(子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律)の制定
2013 (平成25) 年	3月 4月 4月 6月 6月	幼稚園教諭免許や保育士資格しかもたない者が保育教諭となるための特例措置がまとまる 平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保するという「待機児童解消加速化プラン」を公表 子ども・子育て支援法を受けて国の子ども・子育て会議がスタート 国や都道府県等が計画的に貧困対策に取り組むことを求める「子どもの貧困対策の推進に関する法律」成立 「少子化危機突破のための緊急対策」を少子化社会対策会議で決定
2014 (平成26) 年	1月 4月 7月 8月 9月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行 消費税が8%に引き上げられ、少子化対策も経費に充てられる 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準の制定 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の制定 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の制定 幼保連携型認定こども園教育・保育要領告示 市町村が子ども・子育て支援事業計画策定に取り組むための基本方針「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」告示 政府の基本方針や子供の貧困に関する指標、重点施策を盛り込んだ「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定 内閣府で幼稚園や保育所等での重大事故再発防止のための検討がはじまる
2015 (平成27) 年	1月 3月 4月 8月 10月 10月 10月 12月	厚生労働省が新たに7万人の保育士を確保するための「保育士確保プラン」を公表 「少子化社会対策大綱」を閣議決定 子ども・子育て支援新制度施行、内閣府に子ども・子育て本部が設置される 幼稚園教育要領・学習指導要領改訂の方向を示した「論点整理案」がまとまる 子どもの貧困対策の機運を盛り上げる国民運動「子供の未来応援国民運動」始動 幼稚園教育要領改訂の審議スタート 国家戦略特区により千葉県 (成田市)、神奈川県、大阪府、沖縄県で2回目の保育士試験を実施 保育所保育指針改定の審議スタート

## IV. 幼保連携型認定こども園の障がい児保育

### 1. 障がい児保育

障がい児保育とは、学校教育法に基づく障がい児教育と、児童福祉法に基づく障がい児福祉という2つの異なったものから構成されたものの総称である。前者は障がい児のための諸学校の幼稚部・幼稚園の中で行われ、後者は障がい児施設・保育所の中で行われている。幼保連携型認定こども園の障がい児に対する保育もまた2つの異なる文化が一緒になったことになる。

### 2. 障がい児教育

そもそも、障がい児教育は、学校体系の中では「特殊教育」として位置づけられ、養護学校、盲学校、ろう学校などで行われてきた。2007(平成19)年度より、「特別支援教育」として内容も大きく変わった。今までの養護学校、ろう学校、盲学校は特別支援学校と名称が変更され、それぞれの機能を果たすとともに、地域の特別支援教育のセンターとしての機能も担うようになった。また「特殊教育」の対象外とされていた発達障害(学習障がい：LD、注意欠陥多動性障害：ADHD、自閉症など)の子どもたちもその対象とされた。さらに特別支援教育では、個別の教育支援計画を立て、特別支援教育コーディネーターを位置づけることなども方針として示された。

特別支援学校幼稚部では、2008(平成20)年の「幼稚園教育要領」の改訂を受けて「特別支援学校学習指導要領」も改訂され2009(平成21)年度より施行された。総則における幼稚部の教育の基本は「幼稚園教育要領」と同じであるが、保育の「ねらい及び内容」の中に「自立活動」という節が設けられている。ねらいは「個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を培う」(特別支援学校幼稚部教育要領第2章)とされており、その内容は「(1)健康の保持(2)心理的な安定(3)人間関係の形成(4)環境の把握(5)身体の動き(6)コミュニケーション」に関する具体的な内容が列記されている。

また、特別支援教育センターとしての機能については「幼稚部の運営にあたっては、幼稚園等の要請により、障がいのある幼児又は当該幼児の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり……保護者に対しては早期からの教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を活かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努めること……」(同要領第3章第2の6より抜粋)としている。

障がい児教育の歴史は浅い。日本国憲法第26条の規定では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。2 すべて国民は法律の定めるところにより、その子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれ無償とする。」とある。しかし障がい児の就学義務化は同時に実現したわけではない。最も早かったのは1948(昭和23)年4月の「盲学校及び聾学校の就学義務及び設置義務に関する政令」に基づいて視覚障がい児、聴覚障がい児の就学義務化だった。それ以外の障がい児は1979(昭和54)年の学校教育法の「養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」によりなされた。障がい児教育の義務化が実現されたのは近年のことである。しかし教育そのものは江戸時代の寺子屋での試みや近代以降の西洋からの知見で一部の限られた人による私財を投げ出しての施設などで行われていたとの記録も多い。日本で最初の知的障害児施設「滝乃川学園」を扱った映画(筆子・その愛一天使のピアノ)は授業でも取り入れ生徒と一緒に障がい児保育の歴史を楽しく学んでいる。

### 3. 障がい児福祉

一方、児童福祉法に基づいた障がい児にかかわる施設としては精神薄弱児施設、療育施設などに限られ、保育所・乳児施設・母子寮・養護施設は対象としていなかった。保育所で障がい児を受け入れるようになったのは1951(昭和26)年児童福祉法第39条に入所条件に「保育に欠ける」という字句が入ったことに始まる。中央児童福祉審議会に設置された保育制度特別部会の第二次中間報告「保育問題をこう考える」(1963年)では「保育に欠ける」の解釈として、父母の欠損、父母の労働、父母や同居親族の病気や心身障がい、父母の人格欠損、保護者以外の家庭状況、地域状況などをあげている。注目すべきは「子ども自身の心身障がいによる場合」も「保育に欠ける」とみなしていることだ。「心身障害」とは具体的には「未熟児長期疾患」、「身体障害」、「精神薄弱」、「精神障害」(障がい名称の表記は当時のまま)だった。これは、保育所での障がい児保育を考えるきっかけとなった。1960年代に

入って複数の自治体で障がい児保育の先駆的な試みを行うようになる。授業の中でよく取り上げられる「埼玉県深谷市のさくらんぼ保育園」などが有名だ。その後幼稚園では1974(昭和49)年から補助金(私立特殊補助制度)が出るようになり、私立を中心に障がい児受け入れが行われるようになる。一方、保育所は1974(昭和49)年に表4「障害児保育事業実施要綱」等が通知され積極的に受け入れされるようになる。2006(平成18)年の幼稚園では障がい児園児数は約10,600人(文部科学省)、2007(平成19)年の保育所の障がい児園児数は約10,700人(厚生労働省)である<sup>8)9)</sup>。

表4 障害児保育事業実施要綱と保育所における障害児の受け入れについての比較

	1974年 「障害児保育事業実施要綱」	1978年 「保育所における障害児の受け入れについて」
年齢	おおむね4歳以上	制限なし
障がい程度	原則として障がいの程度が軽い精神薄弱児、身体障がい児等	中程度まで
施設(助成方式)	定員おおむね90名以上の施設(指定保育所方式)	人数規定なし、保育所の裁量を認める(人数加算方式)
受け入れ人数	定員の1割程度	人数規定なし
保育形態	一般児童との混合、または障がい児で編成された組	混合保育

#### 4. 統合保育

このような経過をたどって幼稚園・保育所ともに障がい児保育を行ってきたが、その保育形態はほとんどが「統合保育」である。統合保育の意義は何だろう。1つは障がい児自身が健常児と共に過ごす中で遊びや生活を通して健常児からのモデルの姿や手助けなどにより、障がい児自身の発達が期待されること。もう1つは健常児にとって障がいのある子どもとの遊びや生活を通して、障がいに対する理解や障がい児とのコミュニケーションなどの難しさなどに苦勞しながらも、一人の友達として付き合える体験やひとへの思いやりが育っていくと思われる。障がい児をめぐる理念は・インテグレーション(統合)・ノーマライゼーション(普通)・インクルージョン(包み込む)があると言われているが、現在の幼児教育・保育分野ではインテグレーションの考えが根付いているようだ。

実際の「統合保育」は幼稚園や保育所の中ではどのように、行われているのか。

「幼稚園教育要領」では

(2) 障害のある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。(第3章第1の2)

「保育所保育指針」では

- (ア) 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。
- (イ) 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別の関わりが十分行えるようにすること。
- (ウ) 家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。
- (エ) 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言を得ること。(第4章1(3)ウ)

これらをまとめると幼稚園や保育所における障がい児保育は ①発達を抑える ②個別の指導計画を立てる

③家庭との連携 ④関係機関との連携 ⑤個別対応 の5つの共通点がある。

## 5. 認定こども園の統合保育

幼保連携型認定こども園の障がい児保育はどうだろう。

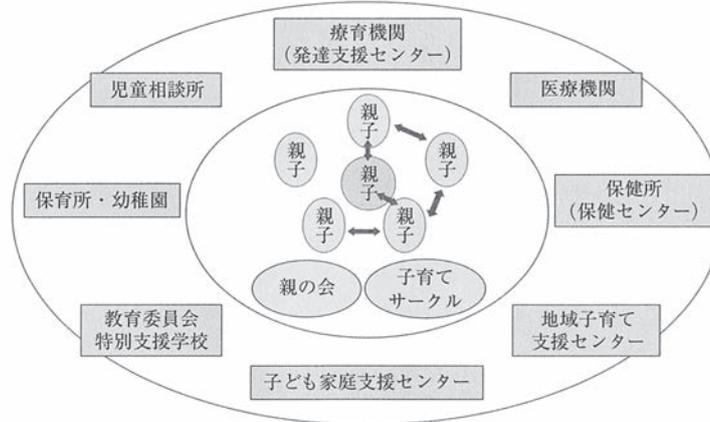
「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では

・障害のある園児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。(第3章第2, 6)

この内容は幼稚園教育要領の中に保育所保育指針の(ア)の一部を抜粋して、挿入した印象である。これを読んで、やや不安を感じた。保育所保育指針の(イ)の「保育の柔軟性」や「職員の連携体制」(ウ)の「保護者との相互理解」については抜かしてはいけない要素と思われるからだ。それは「指導内容や指導方法の工夫…」に含まれているという解釈もあろうが、あえて以下の点を指摘したい。幼保連携型認定こども園では1号認定児・2号認定児・3号認定児・子育てサロン参加児・一時預かり児・一時保育児などいろいろなパターンの生活と一緒に営まわれている。いわば大変複雑な生活パターンを持つ施設である。障がい児にとっては「共に過ごし遊びや生活を通して育つ」ことのメリットは大きい。ところが、この生活がとても複雑であるから、それなりの特別な配慮が必要になってくるのではないか。健常児であろうと障がい児であろうと一日の生活は調和のとれたものでありたい。「静と動、緊張と弛緩、個と集団」のバランスをとることはもちろんだが、障がい児の場合は、障がいの種類の違いなどによる個人差やその日の状態差が大変大きい。計画通りに進まないことが多いということを理解した柔軟性のある計画的、組織的な指導内容や指導方法でなくてはいけない。そのために、保育者は柔軟性に対応できる専門的な知識や技術を身に付けていかなくてはならないだろう。また、このような障がいの状態に即した指導内容、指導方法の工夫には、障がい児自身への理解が大前提となる。そのためには「観察」と「記録」は欠かせない。幼保連携型認定こども園は短時間で降園する子ども、長時間在園する子どもと様々だ。おのずと職員の勤務体制も複雑になってくる。何人も職員が一人の障がい児に関わることとなる。これらの職員が観察と記録を毎日欠かすことなく行い、指導計画立案につなげていくことになる。まさに「職員間の連携体制」なくして障がい児保育は成り立たないのではないかと。さらに保護者と連携するためにはまずは、「保護者との相互理解」が基本となる。そのためには保育者が保護者の心理を理解することから始まる。ドロター(Drotar et al. 1975)の言う障がい受容の段階階では、我が子の障がいを受け入れるまでに次のような段階があるという。障がいの告知→ショック→否認→悲しみと怒り→適応→再起と保護者の心は変化していく。時に信頼関係が出来ているからこそ、一番身近で頼りになる保育者に悲しみや怒りをぶつけて来るといことも理解しておかなければならない。園内の行事の時、ライフイベントの時(就学・就職・結婚など)に再起していたはずの心が乱れて来るとは、よく見聞きする。特に幼保連携型認定こども園の3歳以上の教育は学校教育を打ち出している。障がい児の保護者にとっては就学の悩みは大きいのかかって来るとであろう。幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも書かれているとおり、「特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ」保護者との相互理解へつなげて行きたいものだ。

関係機関との連携については幼稚園も保育所も、ずっと取り組んできたが、いざ一緒になってみると幼稚園は学校関係の機関と連携、一方保育所は福祉関係の機関との連携の色が強いと感じた。正直に言って著者自身も認定こども園の園長を経験する前は、学校に対して何か目に見えない高い敷居のようなものを感じていた。しかしこれからの認定こども園の保育者はそれではいけない。一人ひとりの障がい児や家庭のニーズに合った関係機関が医療・福祉・教育・保育・療育のどの専門機関なのかを見極める能力を付けて連携していくことが大切になってくる。また保護者の会というものも大切にした。表5は障がい児の保護者支援における地域ネットワークの図である。障がい児を園で支援できる期間は人生の中でほんのわずかである。生涯に渡る支援体制の基礎づくりを意識して保護者同士の連携も支援して行きたい<sup>10</sup>。

表5 障がい児の保護者支援における地域ネットワーク



## V. 幼保連携型認定こども園の現場での課題

先にも触れたが著者が在籍した認定こども園は市立と公立同士の幼稚園教諭と保育士等で構成されていた。モデル事業の役割もあり先駆的にいろいろな取り組みを行い、平成27年度子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けてより良い幼保連携型認定こども園のあり方を探る。という使命のもと全職員が日々、業務に携わっていた。しかしながら、長い歴史の中で幼稚園は学校教育法による教育、保育所は児童福祉法による福祉というイメージを色濃く持ち続けて来たのは事実だった。現場では大きな課題、小さな課題、いろいろな課題が保育者たちを悩ませた。当時の幼保連携型認定こども園の運営についてをまとめて事例報告したものがある。その中の課題の部分をここで紹介しよう。(平成25年8月：全国保育協議会主催 全国保育所長トップセミナー事例報告から抜粋：ぜんほきょう No.247 2013年11月号に掲載)

平成25年度現在の課題

### (1) 保育・教育活動

- ・保育の連続性が希薄
- ・障がい児保育・特別支援教育の対応の違い
- ・保育士の研修・研究時間、事務時間や教材準備時間の確保が困難
- ・各種書類、手続きの相違

### (2) 勤務体制

- ・適用法令の違いにより幼稚園教諭が時差勤務に入れない
- ・会議・休憩時間の確保が困難

### (3) 子育て支援

- ・子育て支援担当係と幼児教育センターの事業の重複

というものだった。

さて、ここまでは子ども・子育て支援新制度スタート前の話だった。スタート後の様子はどうかを新園長よりお聞きする。統一された根拠法令のもと、保育教諭として勤務体制の統一を図った。これにより会議・打ち合わせ時間や休憩時間がうまく確保できるようになった。また幼保連携型認定こども園教育・保育要領を理解し全職員が全園児の一日を見ようとする意識が高まり保育の連続性が出て来た。その他制度の統一により煩雑だった書類・手続きのスリム化が図れた。など良い話をたくさん聞くことが出来た。では現在の課題はと尋ねると「保育・教育活動の質の向上」とそのための「保育教諭の研修・研究時間の確保」の問題だと述べられていた。今までも多くの課題を全職員の努力で解決してきたと思われるが、園の皆さんの更なる活躍に期待しエールを送りたい。

## VI. 「教育・保育と障がい児保育の質の向上」と「保育教諭の研修・研究時間の確保」

教育・保育や障がい児保育に関して多くのことを述べて来たが、質の向上と保育教諭の研修・研究時間確保のための提言である。

### 1. より具体的な指導計画を作成すること

乳幼児と関わる行為をすべて「保育」という。「保育」は「養護と教育」が一体となって進められる。しかし、3歳以上児の生活の中で一定の時間だけは「学校教育」の時間として抑えると要領の中では言っている。幼児期の「学校教育」と「養護と教育」の2つの「教育」は具体的にどのようなものなのかを園全体で話し合うことは「教育・保育の質の向上」に直結するキーワードになるのではないかと。

### 2. 全職員が共通理解すること

大変複雑な生活パターンを持つ施設であること、それに伴い職員の勤務体制が複雑になることを考慮すると全園児のことを特に個人差や日よっての状況差の大きい障がい児への理解を全職員は共通に理解していなければいけない。

### 3. 一日の流れが自然であること・時間ごとの質も高めること

著者が在籍していた園では朝7:00~9:00をおひさまの時間、9:00~13:30をにじの時間、13:30~15:30をくもの時間、15:30~18:00をゆうひの時間、18:00~19:00をほしの時間と呼んでいた。おひさまの時間は保育園児が徐々に登園し後から幼稚園児も登園して来る。にじの時間になると全員揃って、3歳以上児のクラスでは「学校教育」の活動が始まる。くもの時間になると幼稚園児が降園し保育園児は午睡の準備、そして目覚めた後はおやつタイム。(最近は幼稚園児の預かり保育の希望者が多くなってきているので、一緒に午睡をするという)ゆうひの時間は保育園児が徐々に降園し、ほしの時間は延長保育の希望者だけが過ごす。それぞれの時間にそれぞれに大切にしたいものがある。たとえば、くもの時間は「ゆったりとした雰囲気での休息」とったり、ゆうひの時間は幼稚園児であれば帰宅後に、家庭や地域社会と連携を持ち育つ部分の時間帯である。そういう意味では長時間過ごす園児に、どのようにして地域社会と連携し触れ合いの機会を提供するかも考えて行きたいものだ。

### 4. 連続性を持つこと

一日の連続性・0歳から就学前児への連続性・園から小学校への連続性・園から家庭、地域への連続性を持つことが大切である。

### 5. 質の確保は時間の確保から・時間のゆとりは心のゆとり

以前、勤務シフト表に「研修」という時間を入れて保育から離れられる時間を確保するという試みを行ってみた。ほんのわずかな時間でも大変、貴重な時間として活用していた。今回の制度がスタートして幼稚園教諭が一番の不満を感じるのはいままで保障されていた「研修・研究時間が確保できない」ではないか。これは保育所がずっと悩み続けて来た問題である。気合いや信念では、やはりゆとりは出来ない。思い切ったやり方も取り入れて「時間の確保」を考えて行かなくてはならない。

## VII. まとめ

幼保連携型認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は出たものの、やはり学校教育法と児童福祉法が、ない交ぜになりながら教育・保育と障がい児保育を行っていくことになるようだ。教育・保育・障がい児保育の質の向上には保育教諭以外の栄養教諭や養護教諭など他の専門職員も含めた連携体制が大切になってくる。また保護者も大切だ。保護者の活動できる時間が昼間と夕方では違いがあるため活動は難しいのではないかと、よく質問されたが著者の経験では「活動の内容や費やす時間が同じでなくて良い。子どもたちのためにといい熱い気持ちが同じであれば良い。合言葉は(できることをサポート!!みんなで力を合わせて楽しい保護者

会)」と決めて、あえて子どもたちだけの連携ではなく保護者も巻き込んだ幼保連携を行った経験がある。単独の幼稚園や保育所と違い多くの要素を盛り込んだ施設であるからこそ教育も保育も障がい児保育も、そして保護者支援も現場の創意工夫が重要になってくると思われる。そして学校教育の時間であろうと、それ以外の時間であろうと保育者が子どもに向き合う(関わる)時の保育者の姿勢・考えが保育の本質を決める。「日本の幼児教育の祖」と言われている倉橋惣三の著書「育ての心」の中には子どもの姿に(驚く心)・子どもの今その時の(心もち)を汲む・子どものいたずら心に(共感)・子どもから学ぶ(教育される教育者)・子どもが帰った後に(振り返る姿勢)などたくさん「子どもに向かう保育者の姿勢」が書かれている。昭和の初期に書かれたものとは思えないほど、今でもどこかの保育現場で見られる「育ての心」である<sup>1)</sup>。幼保連携型認定こども園という新たな施設であっても昔から大切にしてきた「育ての心」を忘れずに保育の本質を見失わないようにしたいものだ。

### 参考文献

- 1 内閣府・子ども・子育て本部ホームページ
- 3 亀谷和史 他(2005)「現代保育と子育て支援」八千代出版
- 4 文部科学省ホームページ
- 7 汐見稔幸・大豆生田啓友 他(2016)「最新保育講座2」第2版「保育者論」ミネルヴァ書房
- 8 小田豊 他(2012)「保育士養成課程 障がい児保育」光生館
- 11 倉橋惣三(1936)「育ての心」フレーベル館

### 引用文献

- 2・5・6 汐見稔幸・大豆生田啓友 他(2016)「最新保育講座2」第2版「保育者論」ミネルヴァ書房PP.207・205・194-196
- 9・10 小田豊 他(2012)「保育士養成課程 障がい児保育」光生館PP.30・142